

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-350 一般検査(初診時、入院時)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

- 1 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
 - (2) D005 「5」末梢血液一般検査
- 2 初診時の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D002 尿沈渣(鏡検法)、D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)
 - (2) D005 「2」網赤血球数 (レチクロ)
 - (3) D006 「1」出血時間、「2」プロトロンビン時間 (PT)、「7」活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)
 - (4) D006 「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (5) フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) ※¹
 - (6) D ダイマー※²
 - (7) D011 「1」ABO 血液型、Rh (D) 血液型
 - (8) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- 3 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
 - (2) D005 「3」末梢血液像 (自動機械法)、「6」末梢血液像 (鏡検法)
 - (3) D005 「5」末梢血液一般検査
 - (4) D015 「1」C 反応性蛋白 (CRP) 定性、C 反応性蛋白 (CRP)
 - (5) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低 12 誘導
- 4 入院時一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D003 「5」糞便中ヘモグロビン定性、「7」糞便中ヘモグロビン
 - (2) D005 「2」網赤血球数 (レチクロ)

○ 取扱いの根拠

日常初期診療における基本的検査については、日本臨床検査医学会のガイドライン※³において「問診・診察所見をもとに迅速に結果が得られる比較的簡便な基本的検査を診察の一部として必要に応じ選択し、診察所見と

検査所見を総合的に評価し、どの系統の疾患ないし病態かを推定し、仮の診断を行うこと」と示されており、「基本的検査」として上記 1 および 3 の検査が掲げられている。

そのうえで、「次に患者の問題点を明確化し、問題解決に必要な診察と並行して臓器系統別検査を行う。さらに必要ならば診断確定のための検査を追加すること」とされており、2 および 4 の検査がこれに該当する。

したがって、上記の基本的検査として 1 および 3 は一般検査として必要と考えられる。一方、2 および 4 は基本的検査に加え、個々の病態に応じて実施されることから、初診時または入院時の一般的検査として、実施することは医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、初診時の一般検査については、1 の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の 2 の検査は原則として認められないと判断した。また、入院時の一般検査については、3 の検査の算定は原則として認められるが、関連する傷病名のない場合の 4 の検査は原則として認められないと判断した。

- (※1) D001「7」フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) (尿)、D006「11」フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定量
- (※2) D006「14」D ダイマー定性、「15」D ダイマー半定量、「17」D ダイマー
- (※3) 臨床検査のガイドライン JSLM2021 (日本臨床検査医学会)